

上代の大分県 (二)

富 来 隆

律令制の形成時代で、班田收授(口分田)の実施を知るために、大宝二年の豊前・豊後および筑前の戸籍残簡は各戸毎の受田額が記されている点できわめて貴重な資料とされている。これについての研究史的系譜をたどるだけでも老大なものになるであろうが、最近の史学雑誌(昭和二十九年十月)に発表された虎尾俊哉氏の「淨御原令の班田法と大宝二年戸籍」は、その方法論の斬新さと結論の創造的な点において、古代史学界に輝かしい成果をもたらしたものである。と同時に、関連するところが広範囲に及ぶところから、きわめて注目すべきであり、かつ今後の研究者として慎重に検討をすゝめてゆかねばなるまい。舞台が大分県を中心としてくりひろげられていることでもあるので、本論文の紹介を主として筆をすゝめてゆき度い。

X X X X X

豊前国戸籍の残簡中には上三毛郡塔里・同郡加目久里・仲津郡下里の三里の分を合算して二四戸分の受田額が記載されている。この中に受田額二町一段一七一歩という戸が三戸あ

上代の大分県

り、また一町七段二二二歩という戸が二戸存する。このように細かい整ならざる端数まで一致する戸が、わずか二四戸の事例中に二組五戸も存するということは一体如何なることであらうか。諸先学の立論はいずれもこれを実際に班給せられた結果の受田額と解して来たのであるが、このような二組五戸の一致は、実際の受田額と見るよりも何らかの規準にもとづく計算の結果を記したものの、即ち造籍につゞいて行われるべき班田の予定額をあらかじめ記したものと解する方が妥当ではないかと虎尾氏は主張する。

この受田額の細かい端数まで一致する戸が二組五戸も存することから見ると、この戸籍の受田額には何等かの共通な基準が基礎となつてゐることと思われる。即ち法定口分田額の如何にかゝらず、この国としての統一的な男女基準受田額が存したのではないかという推定が可能である。そこでこの基準受田額を二四戸の受田額の数字から採り出して見ようとするのである。

別表を見ていたゞきたい。受田額の小さなものから順次配列して、これにA-Xの符号を附すと、表の①②欄のようになる。奴婢所有のR・W・Xを除外して、相隣る受田額の差(例えばB-AC-B、という風に)を求めて歩数に換算して示すと③欄となる。

ところでこれらの差額は各戸の受田者数の差によつて生じたものと考えることが出来る。したがつていま、男子の基準

① 大日本古文書卷一、頁	② 戸の記号	戸籍記載事項の整理				隣接する受田額差額の検討				⑧ 推定受田者数			
		⑥ 戸口数		④ 受田額(町)-(段) 一(歩)	⑤ 差額(歩)	⑥ 差額の処理		⑦ 差額を生ずべき推定男女数					
		男	女			奴	婢	計	男	女	男	女	計
204	A					1-0-167	2181	$595 \times 3 + 396$	+3	+1	5	2	7
177	B	8	3		11	1-6-188	394	$396 \times 4 - 595 \times 2$	-2	+4	8	3	11
202	C					1-7-222	0		± 0	± 0	6	7	13
208	D	6	7		13	1-7-222	197	$396 \times 2 - 595$	-1	+2	6	7	13
191	E	5	9		14	1-8-59	398	$595 \times 2 - 396 \times 2$	+2	-2	5	9	14
143	※F	7	7		14	1-9-97	398	$595 \times 2 - 396 \times 2$	+2	-2	7	7	14
149	※G	9	5		14	2-0-135	195	$396 \times 5 - 595 \times 3$	-3	+5	9	5	14
159-60	※※H	6	10		16	2-0-330	201	$595 \times 3 - 396 (\times 4)$	+3	-4	6	10	16
164-5	I	9	6		15	2-1-171	0		± 0	± 0	9	6	15
171	J	9	6		15	2-1-171	0		± 0	± 0	9	6	15
199	K				15	2-1-171	595		+1	± 0	9	6	15
183及200	L	10	6		16	2-3-46	595		+1	± 0	10	6	16
169-70	M	11	6		17	2-4-281	197	$396 \times 2 - 595$	-1	+2	11	6	17
179	N	10	8		18	2-5-118	1385	$396 \times 5 - 595$	-1	+5	10	8	18
210-1	O					2-9-63	1586	$595 \times 2 + 396$	+2	+1	9	13	22
163	P (11)	14			25	3-3-209	790	$396 \times 5 - 595 \times 2$	-2	+5	11	14	25
206-7	Q	9	19		28	3-5-279	798	$595 \times 6 - 396 \times 7$	+6	-7	9	19	28
167-8	R	12	14	2	30	3-7-24	595		+1	± 0	15	12	27
146	※S	15	12		27	3-7-357	193	$396 \times 8 - 595 \times 5$	-5	+8	16	12	28
189-90	T					3-9-232	2	$595 \times 2 - 396 \times 3$	+2	-3	11	20	31
187	U	11	20		31	4-0-65					13	17	30
175-6	V	13	17		30	4-0-67							
172-3	W	16	13		130	4-1-40							
157-8	※※X (28)	32	15	12	87	9-4-46							

上代の大分県

六四

備考

1. ※…上三毛郡塔里 ※※…上三毛郡加目久里 その他…仲津郡丁里
 2. 戸口数に () を附せるは記載不完全なるも計算によつて補ひ得るもの

の給田額をM、女子のそれをFとすればがこれらの差額は単
 複数のMとFとの和または差をしめしていることになる（空
 えば $H \times M + Y \cdot F$ 、 K は0および1.2.3等の整数をしめす。）

したがつてこの一七箇の差額の中には端的にM自身または
 F自身を示されている可能性があるし、また若干の操作をほ
 どせば比較的容易にMまたはFに還元しうるものがあるだ
 ろう。この観点から最も頻度の多い五九五歩という数値に着
 目しつゝ、他を整理して見ると、

$$F-D = (F-E) + (E-D) = 388 + 197 = 585$$

$$(O+P) - (N+Q) = (O-N) - (Q-P) = 1385 - 790 = 595$$

の如きを得る。したがつて五九五歩をもつてMまたはFとみ
 なすべき可能性は非常に増大する。次にこれらの差額中数値
 の大なるものはMまたはFの和の形で示される可能性の大き
 いことに着目して五九五歩で除して見ると、

$$B-A = 2181 = 595 \times 3 + 396$$

$$P-O = 1586 = 595 \times 2 + 396$$

$$I-G = (I-H) + (H-G) = 201 + 195 = 396$$

となる。この三九六歩はさらに五九五歩のほぼ三分の二とな
 つていることも分る。そこで一応五九五歩をM、三九六歩を
 Fと仮定して、この両者を基準数として他の差額をすべて整
 理してみると、一個の例外もなくすべてが過不及なく表現さ
 れるのである。

こゝに五九五歩をM、三九六歩をFと定めることが出来る
 のである。こうして男女受田数をきめてゆくと⑧欄となる。

× × × × ×

右の結果から次の諸点が出てくる。

(1) この戸籍の受田額は、大宝二年の造籍後、各戸の男女の
 口数によつて計算されたものである。

(2) その算定に當つては男子は五九五歩（二段二三五歩）、
 女子はほぼ三分の二に當る三九六歩（一段三六歩）をもつ

て基準受田額とし、まつたく機械的に算出してゐる。

(3) 右の基準は郡・里の別をとわず同一である。

(4) 受田資格は年令・課不その他一切の制限がなく、一才以
 上即ち戸籍に登載されている限り、受田者とされている。

次にこの結論からさらに奴婢の受田額を算出すると、奴一
 九八歩（男子の三分の一、女子の二分の一）であり、婢一三
 二歩で奴の三分の二となつてゐる。そこで、

(5) 奴婢の基準受田額はそれ／＼一九八歩・一三二歩で、こ
 れは良民男女のそれ／＼三分の一に當り、この場合にも年

令に制限はないようである。

②次に豊後、筑前の分も豊前と同様にして数値を算出しう
 る。そして、

(6) 前掲の(1)、(4)は豊後、筑前両国の場合にも適用しうる。

(7) 筑前では男子一段二四〇歩、女子一段六〇歩、奴一八〇

歩、婢一二〇歩を基準受田額としている。

(8) 豊後では男子一段一一八歩、女子三一八歩を基準受田額としている。

そしてこの(2)(7)(8)の各項から、

(9) 基準受田額は国別に相違している。

(10) 三ヶ国とも三六〇歩一一段制にもとづく町段歩制を田積の単位として使用している。

ということもはつきりする。

X X X X X

右の諸点を明らかにした後、虎尾氏はいよ／＼本論に入つてゆくのである(表題に注意されたい)。大宝二年の西海道

三国の戸籍検討に端を発して、古代史全般に大きな問題を提起するのである。これについては省略しよう。豊前、豊後二

国の班田制の実施状況が明らかとされ、先年来すでに明らか

にされた国別推定人口数と併せ、さらに本誌上にも発表され

た条里制の存在や、宇佐、中津地方の寺院址などからして、

北九州の一角であり、同時に瀬戸内海をへだて、京畿と相對

する二豊の地とくに豊前の実勢はあらためて高く評価しな

さねばならないであろう。地についての研究がさらに／＼促進

されねばならないことを痛感して自費にたえないが、最後

に、沢田吾一氏「奈良時代民政経済の数的研究」、須田昭義

氏「我国人口密度の変遷と文化中心地帯の移動」によつて、

全国人口との対比の上に二豊の地位を知るべく、一覧表を左にかゝげて参考に資しておこう。

国名	延喜式ヨリ算推		国名	延喜式ヨリ算推		国名	延喜式ヨリ算推	
	人口	平均平方人		人口	平均平方人		人口	平均平方人
備前安周長紀淡阿諷伊土筑豊肥日大薩壹対全	87.3	33	河内河張摩勢筑城和内泉津波後馬鞆香雲見岐磨作前	75.5	23	奥羽野濃驛濃江渡後中登賀前狹陸総房藏藤豆斐	186.0	4
	73.4	19		90.8	29		102.6	5
	71.9	16		56.0	16		102.7	16
	65.8	32		55.4	34		104.2	16
	42.4	14		6.5	23		105.1	8
	55.2	10		108.8	28		12.5	3
	14.9	25		37.3	63		103.4	16
	59.5	14		99.6	88		141.9	35
	103.9	56		130.3	35		20.2	23
	95.1	17		94.2	145		97.9	23
	62.1	9		53.5	104		98.7	8
	92.9	38		112.8	70		45.3	22
	73.3	56		78.0	25		80.6	37
	71.6	34		50.7	40		120.8	36
87.4	16	87.0	29	28.3	33			
81.4	14	83.6	55	216.9	40			
185.5	25	77.0	39	120.6	42			
43.8	6	81.7	30	125.8	56			
28.4	9	45.9	13	40.2	71			
28.5	8	8.2	24	130.9	22			
10.6	77	146.6	50	102.0	53			
7.0	10	89.8	33	21.0	15			
5473.1	19	112.4	64	68.7	15			